国内肥料資源利用拡大対策事業のうち国内肥料資源活用総合支援事業のうち 国内肥料資源活用総合推進支援 公募要領

第1 総則

国内肥料資源利用拡大対策事業のうち国内肥料資源活用総合支援事業のうち国内肥料資源活用総合推進支援(以下「本事業」という。)の事業実施主体の公募については、この要領に定めるものとします。

なお、事業内容等については、国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金交付等要綱(令和4年12月21日付け4農産第3508号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。)及び国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領(令和4年12月21日付け4農産第3509号、4畜産第1954号農林水産省農産局長、畜産局長通知。以下「実施要領」という。)を併せて御確認ください。

第2 趣旨

作物生産において必要不可欠な農業資材の一つである肥料については、その原料の多くを海外に依存していることから、国際市況や原料産出国の輸出に係る動向の影響を強く受けざるを得ない状況です。

昨今の化学肥料の原料に係る国際価格の上昇に対応するとともに、肥料を生産現場に安定的に供給していくためには、こうした影響を受けにくい生産体制づくりを早急に進めることが必要です。

このため、海外からの輸入原料に依存した肥料から、堆肥や下水汚泥資源等の国内資源を原料とする肥料(以下「国内資源由来肥料」という。)への転換を進める取組を支援します。

第3 事業内容

本事業で実施することができる取組は、以下のとおりとします。

国内肥料資源活用総合推進支援

国内資源由来肥料の活用に向けた調査や肥料の試作、ほ場での効果検証に必要な資材の購入・運搬、機械導入等の取組を行うものとします。

第4 事業実施主体の要件

事業実施主体は、下表の区分の欄に掲げる者のいずれかとし、要件は下表の要件の欄のとおりとします。

	区分	対象事業	要件
1	農業者	国内肥料資源	次に掲げる要件を全て満たす者とする。
	の組織す	活用総合推進	(1) 定款、組織規程及び経理規程等の組織運営に関する規程が定めら
	る団体等	支援	れている農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、特定農
			業団体、その他農業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、
			公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、
			地方公共団体等のいずれかであること。
			(2)国内資源由来肥料の効果の検証に取り組む農業従事者(農業の常
			時従事者(原則年間 150 日以上)をいう。以下同じ。)が 5 人以上
			参加すること。
2	肥料製		肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第4条に
	造事業者		基づき登録を受けている者又は第22条に基づき届出を行っている者。

3 肥料原	次に掲げるいずれかに該当し、それぞれの要件を満たす者とする。
料供給事	(1) 畜産業を営む者又は地域の家畜排せつ物処理を引き受けて堆肥
業者	の生産を行う者。
	(2) 牛肉骨粉製造事業者
	化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第3条第1項
	に基づく都道府県知事の許可を受けている者。
	(3) その他の事業者
	食品残渣等の肥料原料として使用できる資源を供給する者。
4 コンソ	区分の欄の1から3までに掲げる者のうち、いずれかの者を含む構成
ーシアム	員からなり、次に掲げる要件を全て満たすコンソーシアム。
	(1) 代表者が定められていること。
	(2)組織の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法並びにその責任
	者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした規約が定めら
	れていること。
	(3) 事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、
	かつ、その執行体制が整備されていること。

第5 補助対象経費の範囲

本事業の補助対象経費は、別表に掲げるもののうち、以下の取組に必要な経費とします。また、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類(領収書の写し等)によって金額等が確認できるものとします。

- (1) 国内資源由来肥料の原料の成分分析、原料収集等の実証
- (2) 国内資源由来肥料の試作
- (3) 国内資源由来肥料の栽培実証及び分析
- (4) 国内資源由来肥料原料・肥料の収集・運搬・加工 (焼却を含む。)・散布等に必要な機械及び堆肥 や土壌の分析に必要な分析機器等の導入
- (5) 事業の効率的な取組に必要な調査
- (6) 取組拡大のための情報発信

第6 補助対象としない経費

本事業の実施に必要な経費であっても、以下の経費は申請できません。

- 1 事業実施主体の運営に係る経費
- 2 パソコン、デジタルカメラ等の汎用性のある備品の購入費
- 3 本事業により農産物の収量及び品質が低下した場合の補てん料
- 4 本事業を実施するために雇用した者に対して支払う経費のうち、実働に応じた対価として支払 う賃金以外の経費
- 5 事業実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- 6 補助対象経費に掛かる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第236号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額)

7 飲食費

- 8 補助金の交付決定前に支出される経費(交付決定前着手届を提出する場合及び実施要領別紙1-2第6の4に該当する取組を除く。)
- 9 本事業以外の事業に要する経費と区分できない経費

- 10 国が補助するほかの事業と重複する経費
- 11 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したものとして 証明できない経費

第7 補助金額及び補助率

本事業の補助金額については、予算及び補助対象経費等の精査により減額することがあるほか、本 事業で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合がありますので御 留意ください。

また、本事業の補助率は、第5の(4)の取組に対する補助率は2分の1以内。それ以外の取組に対する補助率は定額とします。

第8 事業の実施期間

本事業の実施期間は、交付決定日から令和6年3月31日までとします。

ただし、第3の取組において、別表の費目欄の資材購入費及び資材運搬費については、本事業の予算成立日(令和4年12月2日)以降に購入した資材について支援の対象とします。

第9 成果目標

本事業の成果目標は、実施要領別紙1-2の第5のとおりとします。

第10 申請書類の作成及び提出等

1 申請書類等

事業実施主体となることを希望する者は、申請書類を作成し、提出期限までに提出先に御提出ください。

申請書類の作成及び提出に当たっては、交付等要綱及び実施要領に定める事項についても御留意ください。

(1) 申請書類

- ア 応募申請書(別紙1)
- イ 事業実施計画書(実施要領別記様式第5-1号)
- ウ 連携計画書(実施要領別記参考様式)
- エ イに関する添付資料
- オ 審査基準(別紙2)の加算項目⑨~⑪に該当がある場合は、その事実が確認できる書類

(2) 提出先

申請書類は、地方農政局長等(事業実施主体による補助事業の実施場所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務所長、事業実施主体による補助事業の実施場所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、事業実施主体による補助事業の実施場所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。)に提出するものとします。(別紙3参照)

(3) 提出期限

令和5年5月15日(月曜日)

(4) 事業の内容、申請書類等の作成等に関する問合せ先

本事業についての問合せ先は、以下のとおりです。なお、問合せの受付時間は、午前 10 時から午後5時まで(土・日・祝祭日及び午後0時から午後1時までを除く。)とします。

【問合わせ先】

問合わせ先	管轄する都道府県	電話番号
農林水産省	_	
農産局農産政策部技術普及課		03-6744-2182
農業環境対策課		03-3593-6495
北海道農政事務所	北海道	011-330-8807
生産支援課		
東北農政局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山	022-221-6214
生産技術環境課	形県、福島県	
関東農政局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千	048-740-0447
生産技術環境課	葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長	
	野県、静岡県	
北陸農政局	新潟県、富山県、石川県、福井県	076-232-4893
生産技術環境課		
東海農政局	岐阜県、愛知県、三重県	052-746-1313
生産技術環境課		
近畿農政局	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈	075-414-9722
生産技術環境課	良県、和歌山県	
中国四国農政局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山	086-224-4511
生産技術環境課	口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知	(内線2417,2773)
	県	
九州農政局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大	096-300-6269
生産技術環境課	分県、宮崎県、鹿児島県	
内閣府沖縄総合事務局	沖縄県	098-866-1653
生産振興課		

2 提出にあたっての注意事項

- (1) 申請書類に虚偽の記載、不備等がある場合は、審査対象外となる場合があります。
- (2) 申請書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。
- (3) 申請書類の提出は、原則として郵送、宅配便(バイク便を含む。)又は電子メールとし、やむを得ない場合には持参も可としますが、ファクシミリによる提出は受け付けません。
- (4)申請書類を郵送する場合には、1(1)に掲げる申請書類を一つの封筒に同封し、封筒の表に、「国内肥料資源利用拡大対策事業の申請書類在中」と朱書きの上、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法により郵送してください。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。
- (5)申請書類を電子メールで送付する場合には、件名を「国内肥料資源利用拡大対策事業の申請書類提出(○○○)」(※○○○は申請者名)と記載し、メール受信トラブル防止のため、メール送付後、提出先に提出した旨を御連絡ください。

なお、メールアドレスの記載がない提出先には、電子メールによる申請をすることはできません。

- (6)提出後の申請書類については、原則として、資料の差し替えは不可とし、採択、不採択にかか わらず返却しませんので、御承知ください。
- (7)提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用いたしません。
- (8)申請書類の審査に当たり、申請内容についてヒアリングや関連資料の追加提出を求める場合がありますので、あらかじめ御承知ください。

第11 補助金交付候補者の選定

提出された申請書類については、農林水産省において、審査基準(別紙2)に基づき審査を行い、事業実施主体となり得る候補者(以下「補助金交付候補者」という。)を選定するものとします。

(1) 審査の方法

提出された申請書類について、内容を確認し、必要に応じて申請者にヒアリングや関連資料の 追加提出を求めるものとします。次に、審査基準に基づいて採点を行い、得点が高い順から採択 優先順位を決め、予算の範囲内で補助金交付候補者を選定するものとします。審査に当たり、地 方農政局長等は、必要に応じて、事業実施計画書に位置付けられた取組範囲に関係する都道府県 協議会の意見を聴くことができるものとします。

また、必要に応じて、予算の範囲内で補助率を下げて、補助金交付候補者を選定できるものと しますが、審査項目において一つでも不採択がある場合には、補助金交付候補者として選定する ことはできないこととします。

(2) 審査の得点

審査は、事業実施計画書の妥当性、事業実施主体の適格性、取組内容の成果目標や広域性等を 勘案して総合的に行います。

(3) 審査結果の通知等

① 地方農政局長等は、補助金交付候補者となった申請者に対して、実施要領別記様式第7号により採択された旨を通知します。

なお、採択に当たり、申請内容については、審査結果に基づいて修正いただく場合がありま すので、あらかじめ御承知ください。

- ② 地方農政局長等は、補助金交付候補者とならなかった申請者に対して、補助金交付候補者とならなかった旨を通知します。
- ③ 審査内容については、非公開とします。農林水産省において、審査に携わった者は、審査に おいて知ることのできた内容について、第三者に漏えいすることはできません。
- ④ 補助金交付候補者の決定に係る審査の経過や審査結果についての問合せにはこたえること ができませんので、あらかじめ御承知ください。

第12 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、本事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を遵守してく ださい。

1 事業の推進

事業実施主体は、交付等要綱及び実施要領を遵守し、事業実施に必要な手続、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業実施全般についての責任を負う必要があります。

2 補助金の経理

- (1)事業実施主体は、本事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して本事業の収入および支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておく必要があります。
- (2) 事業実施主体は、(1) の収入および支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備し、(1) の帳簿とともに本事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管する必要があります。

3 取得財産の管理

- (1)事業実施主体は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、本事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助 金交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- (2)取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

第13 自社製品の調達がある場合の利益等排除

補助事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達等に係る経費がある場合、 交付対象経費の実績の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、交付金の交付の目的上 相応しくないため、事業実施主体自身から調達等を行う場合は、原価(自社製品の製造原価等)をも って交付対象経費に計上するものとします。

なお、製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な理由をもって原価と認める場合があります。

別表(実施要領別紙1-2第3、別紙1-3第2、別紙1-4第2関係)

		33、別紙1-3第2、別紙1- 「	
費目	対象事業		注意点
機械器具	2 国内肥	・本事業を実施するために直	・取得価格が50万円以上のものに限る。
費	料資源活用	接必要な分析機器、農業用機	・耐用年数が経過するまでは、善良な管理
	総合推進支	械等の導入、リース導入又は	者の注意義務をもって当該備品を管理す
	援	改良に係る経費	る体制が整っていること。
		・本事業を実施するために直	・農業機械等の購入先やリース事業者の
		接必要な肥料原料又は肥料の	選定に当たっては、当該農業機械等の希
		運搬に必要な機械の導入、リ	望小売価格等を確認するとともに、自ら、
		ース導入又は改良に係る経費	一般競争入札の実施又は AGMIRU の活用等
		(ただし、専ら国内資源の供	を通じて複数の業者から見積もりを提出
		給に利用されるものに限る。)	させること等により、事業費の低減に向
			けた取組を行うこととする。
			・助成の対象となる農業機械等は、動産総
			合保険等の保険(盗難補償及び天災等に
			対する補償)を必須とする。
			・農業用機械が取得する位置情報及び作
			業時間に関するデータ(以下「農機デー
			タ」という。)について、農業者等が当該
			データを当該農業用機械のメーカー以外
			のシステムでも利用できるようにするた
			め、本事業を活用してトラクターを導入
			又はリース導入する場合は、農機データ
			を取得するシステムを備えた製品を製造
			していないメーカーのものを選定する必
			要がある場合を除き、Application
			Programming Interface (複数のアプリケ
			ーション等を接続 (連携) するために必要
			な仕組み。以下「API」という。)を自社の
			Web サイトや農業データ連携基盤への表
			示等を通じて、データを連携できる環境
			を既に整備している、又は令和4年度末
			までに整備する見込みであるメーカーの
			ものを選定すること。
資材購入		・本事業を実施するために直	
費		接必要な資材の購入に係る経	
		費	
資材運搬		・本事業を実施するために直	
費		接必要な資材の運搬に係る経	
<u> </u>		費	
備品費	2 国内肥	・本事業を実施するために直	・取得価格が50万円未満のものに限る。
	料資源活用	接必要な備品の導入に係る経	・耐用年数が経過するまでは、善良な管理
	総合推進支	費。但し、リース・レンタルを	者の注意義務をもって当該備品を管理す
	援		る体制が整っていること。

費目	対象事業	内容	注意点
	3 国内肥	行うことが困難な場合に限	
	料資源活用	る。	
会場借料	推進事業	・本事業を実施するために直	
	4 国内肥	接必要な会議等を開催する場	
	料資源流通	合の会場費として支払われる	
	促進支援	経費	
通信•運搬		・本事業を実施するために直	・切手は物品受払簿で管理すること。
費		接必要な郵便、運送、電話等	・電話等の通信費については、基本料を除
		の通信に係る経費	< ∘
借上費		・本事業を実施するために直	・レンタルが困難な場合には、リースも対
		接必要な分析機器、農業用機	象とする。但し、補助対象経費は、本事業
		械等の借上経費	を実施するために必要な期間に係る経費
		・本事業を実施するために直	に限るものとする。
		接必要なパソコン、プリンタ	・農業用機械が取得する位置情報及び作
		ー等の事務器具及び事務所等	業時間に関するデータ(以下「農機デー
		の借上経費	タ」という。) について、農業者等が当該
		・現地確認のための自動車の	データを当該農業用機械のメーカー以外
		借上経費	のシステムでも利用できるようにするた
			め、本事業を活用してトラクターをレン
			タルする場合は、農機データを取得する
			システムを備えた製品を製造していない
			メーカーのものを選定する必要がある場
			合を除き、Application Programming
			Interface(複数のアプリケーション等を
			接続(連携) するために必要な仕組み。以
			下「API」という。)を自社の Web サイトや
			農業データ連携基盤への表示等を通じ
			て、データを連携できる環境を既に整備
			している、又は令和4年度末までに整備
			する見込みであるメーカーのものを選定
			すること。
印刷製本		・本事業を実施するために直	
費		接必要な資料等の印刷製本に	
		係る経費	
消耗品費		・本事業を実施するために直	
		接必要な短期間(補助事業実	
		施期間内)又は一度の使用に	
		よって消費されその効用を失	
		う低廉な物品(土壌診断に必	
		要な試薬等)	
		・実証試験に用いる低廉な器	
		具	

費目	対象事業	内容	注意点
		・USB メモリ等の低廉な記録	
		媒体等	
情報発信		・本事業を実施するために直	・特定の個人又は法人の資産形成又は販
費		接必要な広告、啓発に要する	売促進につながる広告、啓発を除く。
		経費	
燃料費		・本事業を実施するために直	
		接必要な農業用機械等の燃料	
		代	
旅費		・本事業を実施するために直	
		接必要な会議、現地確認、成	
		果発表等を事業実施主体等が	
		行うための旅費	
		・本事業を実施するために直	
		接必要な会議の出席、技術指	
		導等を依頼した専門家に支払	
		う旅費	
謝金		・本事業を実施するために直	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添
		接必要な専門的知識の提供等	付すること
		の専門家等への謝礼に必要な	・都道府県協議会及び事業実施主体に対
チシ曲		経費	する謝金は認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業	・委託を行うに当たっては、第三者に委託
		の一部を他の者に委託するために必要な奴隶	することが必要かつ合理的・効果的な業
		めに必要な経費	務に限り実施できるものとする。 ・民間企業等の内部で社内発注を行う場
			・氏間正来等の内部で紅内先任を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に
			同は、利何を除外した天賃
 役務費		・本事業を実施するために直	N
区切其		接必要、かつ、それだけでは	
		本事業の成果とは成り得ない	
		業務の役務発注にかかる経費	
雑役務費		・本事業を実施するために直	
,, , , , , , , ,		接必要な謝金等の振込手数料	
		・本事業を実施するために直	
		接必要な委託の契約書に貼付	
		する印紙及び運営拠出金に課	
		される消費税に係る経費	
賃金等		・本事業を実施するために直	・賃金については、「補助事業等の実施に
		接必要な業務を目的として、	要する人件費の算定等の適正化について
		雇用した者に対して支払う実	(平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号
		働に応じた対価(日給又は時	農林水産省大臣官房経理課長通知)」に定
		間給)及び通勤に要する交通	めるところにより取り扱うものとする。
		費並びに費用に伴う社会保険	・賃金の単価の設定根拠となる資料を添
		料等の事業主負担経費	付すること。

- (注) 1 上記の経費であっても補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の 購入及びリース・レンタルの場合は、認めないものとする。
 - 2 補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額 等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他 の事業等の会計と区分することとする。

年 月 日

○○農政局長 殿

北海道にあっては北海道農政事務所長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

> 所在地 申請者名 代表者氏名

○○年度国内肥料資源活用総合支援事業に係る応募申請書

国内肥料資源活用総合支援事業公募要領第 10 に基づき、関係書類を添えて応募します。

なお、応募に関する担当者は、次のとおりです。

【担当者】

所属・役職: 氏名: 電話番号: E-mail:

別紙2

国内肥料資源活用総合支援事業に係る審査基準

国内肥料資源利用拡大対策事業のうち国内肥料資源活用総合支援事業における審査項目(採択 基準)及びポイントは下表のとおりとします。

農林水産省は、提出された申請書類について、採点(ポイント化)し、ポイントの合計値の高い順から採択優先順位を定め、予算の範囲内で事業実施主体となり得る候補者(以下「補助金交付候補者」という。)を選定するものとします。

なお、審査項目のうち必須項目において一つでも不採択がある場合には、補助金交付候補者と して選定することはできないこととします。また、ポイントの合計値が一定の基準に満たない場 合には、不採択とすることがあります。

合には、不採択とすることがあります。					
			審査項目	評価	
必	事業実施計画書の		① 成果目標が過大に見積もられることなく適切に設定され		
須	妥当性		ているか。		
項			ア 適切に設定されている	_	
目			イ 適切に設定されているとはいえない	不採択	
			② 事業費は適正に算定されているか。		
			ア 適正に算定されている	_	
			イ 適正に算定されているとはいえない	不採択	
			③ 取組内容や実施スケジュールに無理がなく、実現性はあ		
			るか。		
			ア 取組内容や実施スケジュールに無理がなく、実現性が	_	
			ある		
			イ 取組内容や実施スケジュールに無理があり、実現可能	不採択	
			とはいえない		
	事業実施主体の適		④ 実施要領別表1に定める事業実施主体の要件を満たして		
	格性		いるか。		
			アー満たしている	_	
			イ 満たしていない	不採択	
			⑤ 肥料原料供給者、肥料製造業者及び耕種農家等の連携を		
			位置付けた実現可能な計画(連携計画)を有しているか。		
			ア 実現可能な計画を有している	_	
			イ 実現可能な計画を有していない	不採択	
評	成果	c) 肥料の施	⑥ 実施要領別紙1-2の第5に基づく成果目標の増加量に	0~10	
価	目標	用面積	ついて、相対的に評価を行う。		
項	注 1				
目					

加	取組の広域性	⑦ 国内肥料原料の供給から国内肥料原料由来の肥料の利用	10
算	注 2	までの取組が都道府県の区域を超える範囲での取組となっ	
項		ている場合又は広域流通に適した肥料の形態による取組と	
目		なっている場合	
	輸入原料や	⑧ 輸入原料又は化石燃料を原料とした化学肥料の代替とし	10
	化石燃料を	て利用することを想定している場合(窒素、リン酸又は加	
	原料とした化学肥	里を保証又は表示するものに限る。)。	
	料の代替性		
	環境と調和のとれ	⑨ 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料シ	
	た食料システムの	ステムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に	
	確立のための環境	関する法律(令和4年法律第37号。以下、「法」とい	
	負荷低減事業活動	う。) に基づき、以下の計画の認定を受けている場合又	
	の促進等に関する	は令和5年までに認定を受ける見込みがある場合。	
	法律(令和4年法律	ア 法第 19 条第 1 項に規定する環境負荷低減事業活	5
	第 37 号) に基づく	動実施計画又は法第 21 条第1項に規定する特定環	
	計画認定等	境負荷低減事業活動実施計画	
		イ 法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計	5
		画	
		ウ ア及びイの両方の者を含む。	10
		⑩ 事業実施地域が法第 16 条第 1 項に規定する基本計画で	10
		定められた特定区域の全部又は一部を含む場合。若しく	
		は令和5年までに特定区域の設定が見込まれる場合。	
	農業競争力強化支	⑪ 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画又は事業参	10
	援法 (平成 29 年法	入計画の認定を受けている場合。	
	律第 35 号) に基づ		
	く認定		

(注) 1 成果目標の得点については、同期間の募集において提出のあった申請書を成果目標の 高い順に並べ、上から順位付けした上で以下の算定式により評価点を決定することとし ます。

(評価点) =10× (申請者数-当該申請書の順位+1) / (申請者数) なお、複数の成果目標を設定している場合は、最も評価点の高い項目のみを採用します。

- 2 取組内容の広域性については、北海道においては総合振興局及び振興局の所管区域を越えるか否か、その他の都府県においては都府県域を越えるか否かで判断することとします。
- 3 ポイントの合計数が同じ場合には、事業費が低いものを上位とします。

別紙3

国内肥料資源利用拡大対策事業の申請書類提出先

都道府県	提出先	電話番号	メールアドレス	郵便番号	住所
北海道	北海道農政事務所生産経営産業部生産支援課	(直通)011-330-8807	hiryo_hokkaido@maff.go.jp	064-8518	北海道札幌市中央区南 22 条西6丁目 2-22(エムズ南 22 条第2ビル)
青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県	東北農政局生産部生産技術環境課	(直通)022-221-6214	seigika_tohoku@maff.go.jp	980-0014	仙台市青葉区本町 3-3-1(仙台合同庁舎 A 棟)
茨城県・栃木県・群馬県・埼玉 県・千葉県・東京都・神奈川 県・山梨県・長野県・静岡県	関東農政局生産部生産技術環境課	(直通)048-740-0447	kantohiryou@maff.go.jp	330-9722	さいたま市中央区新都心 2-1(さいたま新都心合同庁舎 2 号館)
新潟県・富山県・石川県・福井 県	北陸農政局生産部生産技術環境課	(直通)076-232-4893	seigikan_hokuriku@maff.go.jp	920-8566	金沢市広坂 2-2-60(金沢広坂合同庁舎)
岐阜県・愛知県・三重県	東海農政局生産部生産技術環境課	(直通)052-746-1313	seigika_tokai@maff.go.jp	460-8516	名古屋市中区三の丸 1-2-2(農林総合庁舎1号館)
滋賀県·京都府·大阪府·兵庫 県·奈良県·和歌山県	近畿農政局生産部生産技術環境課	(直通)075-414-9722	kinki_hiryou@maff.go.jp	602-8054	京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町(京都 農林水産総合庁舎)
鳥取県・島根県・岡山県・広島 県・山口県・徳島県・香川県・ 愛媛県・高知県	中国四国農政局生産部生産技術環境課	(直通)086-224-4511 (内線 2417,2773)	seigikan.chushi@maff.go.jp	700-8532	岡山市北区下石井 1-4-1(岡山第2合同庁舎)
福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県	九州農政局生産部生産技術環境課	(直通)096-300-6269	gikan_kyushu@maff.go.jp	860-8527	熊本市西区春日 2-10-1(熊本地方合同庁舎)
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課	(直通)098-866-1653	hiryou.okinawa.R4.p5p@ogb.cao.go.jp	900-0006	那覇市おもろまち 2-1-1 (那覇第2地方合同庁舎2号館)